

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区の基礎知識



豊岡市出石伝統的建造物群保存地区の範囲と伝統的な景観要素の分布

伝統的建造物群保存地区とは…

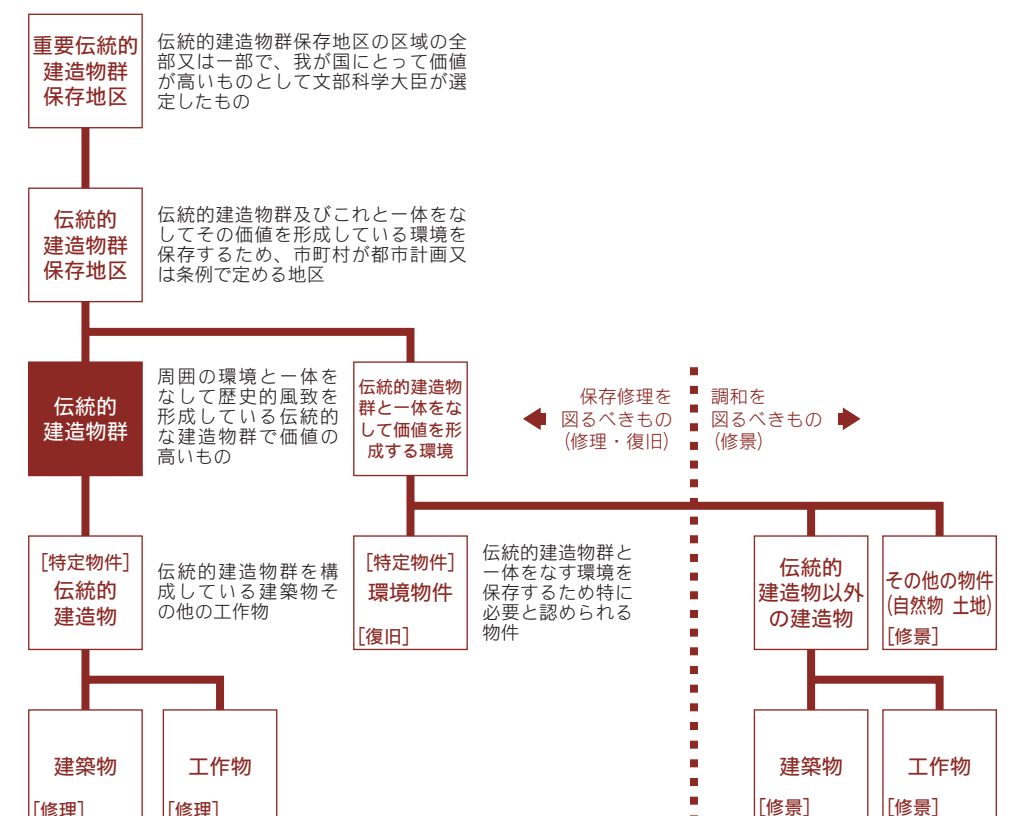
有子山の北麓に位置する出石城下町は、出石城を中心として広がっています。文化年間の城下町絵図によると、城を中心に上級武家屋敷を配し、内堀を巡らせ、外には町屋敷地、さらにその外側に旧出石川と谷山川を挟んで下級武士町を置いています。城下町における保存地区の範囲は、城跡及び町屋敷地を含む、東西約600m、南北約620m、面積約23.1ヘクタールに及びます。

現在でも保存地区内は江戸時代の城下町の街路構成がよく継承されていて、中心部では道路の幅員も近世のままで、ほとんどの町名も残っています。宅地割りも、保存地区全体の4割が近世のままの短冊形を残しており、八木の西側地区と田結庄に至っては6割もの区画が旧態を保持しています。

しかし、保存地区は単に城下町のまちなみというわけではありません。出石城下町は明治9年(1876)に大火に見舞われ、町の大半を焼失してしまいます。その後、江戸時代の町割の上に、その時代の伝統を引き継いだ建造物群が建築され、近代の城下町とでもいえるべきまちなみが形成されたのです。

伝統的建造物群保存地区(伝建地区)とは、まちなみを構成している要素を伝統的な建築物だけでなく、堀や石垣などの工作物を加えた群として捉え、地区指定に際しては、さらに周囲の環境も含めた面的な保存地区として指定するものです。市町村は伝統的建造物群保存対策調査を行い、住民の理解と合意形成に基づき、伝統的建造物群保存地区保存条例の制定、保存地区の決定、保存計画の策定などを行います。そして、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定します。

豊岡市では「豊岡市出石伝統的建造物群保存地区」を定め、平成19年12月4日には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。今後も継続して住民と行政が一体となり、まちづくりを推進します。



伝統的建造物群保存地区制度の用語の説明